

## 第30回「人事院における政策評価に関する懇談会」

### 〔議事要旨〕

- 1 日時 平成31年3月7日（木）14：00～16：00
- 2 場所 人事院第一特別会議室
- 3 出席者 縣 公一郎座長、大橋 真由美委員、佐久間 総一郎委員、  
宮智 泉委員（五十音順）
- 4 議題 (1) 平成30年度人事院政策評価結果（案）について  
(2) 平成30年度国家公務員倫理審査会政策評価結果（案）について

### 5 委員からの意見

#### (1) 平成30年度人事院政策評価結果（案）について

##### ① 人材確保策の検討、充実

- 平成30年度の総合職試験及び一般職試験の申込者数は、前年度と比べ5%弱の減少となったとのことだが、人口が減少していく中で、有能な人材を確保していくことは喫緊の課題である。地方自治体や民間企業との間で、これまで以上に人材の奪い合いになると思う。積極的に人材確保策を講じていかないと人材の確保が難しくなってくるのではないか。
- 技術系学生の多くが修士課程修了者であるので、今後も、学部生だけではなく、院卒者にも重きを置いて人材確保策を講じていくことは重要である。

##### ② 時代の要請に応じた公務員の育成

- 今年度の評価は「目標達成」で良いと思うし、不祥事が発生したことを踏まえて本府省幹部職員を対象とした新たな研修を実施したことは評価できる。しかしながら、更なる不祥事が発生しないよう、研修全般について、これまでの研修内容や実施方法を見直してみることも重要である。
- 本府省幹部職員を対象とした新たな研修については、対象職員全員が受講することが望ましい。また、来年度も行われるとのことだが、今後も継続的に実施してほしい。
- 公務員倫理に関する科目には可能な限り幅広い事例を取り入れた上で、自ら考えて迅速かつ適切に対応できるような訓練ができるカリキュラムとしてほしい。
- 近時の公務員不祥事の原因として、国家公務員数が非常に限られていることも考えられるため、定員管理の在り方を考えるべきではないか。

##### ③ 社会経済情勢に適応した適正な給与の実現

- 民間給与の調査に当たっては、これまでも調査対象の拡大等の見直しが行われているところであるが、社会的な信頼をより得られるよう、人事院のノウハウをいかしつつ、今後も民間の動向を適時に調査方法に反映させていくことが重要である。

##### ④ 定年の引上げの実現に向けた人事管理諸制度の見直し

- 定年の引上げが実現すると、各府省の人事管理にも影響があると思うの

で、各府省とも連携しながら対応して行ってほしい。

**⑤ 職業生活と家庭生活の両立支援の推進**

- セクハラについては、民間では従業員にアンケート調査を実施して、従業員本人がセクハラを受けたと認識した件数についても把握している。公務においても、セクハラの実態を把握するための努力が重要である。
- 超過勤務命令を行うことができる上限については、原則として「月 45 時間、年間 360 時間以下」とされている一方で、他律的な業務の比重の高い部署については「月 100 時間未満、年 720 時間以下」とすることが認められている。可能な限り「月 45 時間、年間 360 時間以下」となるよう取り組むことが重要である。

**⑥ 公平審査の適正かつ円滑な実施**

- 「結審等から 5 か月以内に判定等を行った件数の割合を 80%以上」という数値目標について、今回の実績であれば「目標超過達成」と評価することも考えられる。しかしながら、全体の件数は多くなく 1 件異なるだけで割合が大きく変わる状況にあること、また、「不利益処分審査請求事案について受付から 1 年以内に処理した件数の割合が 75%」という数値目標に対して「76.9%」と僅かに上回る状況にあったことなどからすれば、「目標達成」とすることが妥当である。

**⑦ 人事・給与関係業務情報システムの安定的な運用**

- 人事・給与関係業務情報システムが安定的に稼働できるよう、引き続き適切に対応してほしい。

**(2) 平成 30 年度国家公務員倫理審査会政策評価結果（案）について**

**① 職員の倫理意識のかん養及び倫理的な組織風土・環境の構築**

- 測定指標「職員を対象とするアンケートの結果において、過去 3 年間に倫理研修を受講したことがあるとする職員の割合 90%以上」については、「過去 1 年間に倫理研修を受講したことがあるとする職員の割合」も指標にすることを検討してはどうか。
- 外部通報窓口が未設置である府省庁が 3 府省あるが、外局等であれば本省の窓口を共同で利用することなども考えられる。

**② 不祥事への厳正かつ迅速な対応**

- 測定指標「全事案件数に占める 90 日以内の期間で調査結果の報告を行った事案件数の割合 90%以上（他律的事由により当該期間が 90 日を超えたものを除く。）」について、当該割合が「100%」であることは評価できる。

以 上